

緊急小口資金(特例貸付)借入申込の手引き

(貸付要件)

緊急小口資金(特例貸付)は、新型コロナウイルス感染症の影響を受け、休業等により収入の減少があり、緊急かつ一時的な生活維持のための貸付を必要とする世帯で、次の要件を満たす人が対象となります。

- ① 廿日市市に住民票があること(原則)
- ② 生活保護世帯または生活保護申請中ではないこと
- ③ 20歳以上であること
(未成年の場合、婚姻または親権同意があれば貸付対象となります)

(留意事項)

- 借入申込にあたっては、**本手引きをよくお読みいただき、借入申込書類の作成や添付資料をご準備くださいますよう**、お願いします。
- 記入漏れや印漏れ、添付書類の不備等があると、**送金までにお時間がかかる**ことがあります。

借入申込の流れ

(1) 借入申込書類のダウンロード

ホームページ上の借入申込書類をダウンロードしていただき、記入例を参考に各書類を作成してください。

※ダウンロードができない環境の方は、郵便で書類をお送りしますので当センターまでご連絡ください。



(2) 借入申込書類等の提出

作成いただいた借入申込書類、添付書類を下記の住所までお送りください。

送り先：〒738-8501
廿日市市下平良一丁目11番1号 廿日市市役所1階
はつかいち生活支援センター
連絡先：0829-20-4080



(3) 借入申込書類等の確認

当センターで借入申込書類、添付書類をチェックさせていただいた後、広島県社会福祉協議会へ郵送します。

※借用書の控えを申込された人にお送りします。



(4) 審査

広島県社会福祉協議会が貸付審査を行いません。書類の不備や確認事項がありましたら、ご連絡させていただくことがあります。



(5) 貸付金交付

広島県社会福祉協議会から、ご本人名義の口座に貸付金の送金をさせていただきます。



(6) 償還について

償還に関しては、広島県社会福祉協議会からご案内があります。

借入申込にあたっての留意点

(1) 借入申込類以下の4点を送付してください。各書類には署名・捺印のうえ原本を提出してください。

※提出いただいた③の書類は、コピーをご本人控えとして、はつかいち生活支援センターから送付いたします。大切に保管してください。

- ①生活福祉資金（緊急小口資金）特例貸付借入申込書
- ②生活福祉資金（緊急小口資金）収入の減少状況に関する申立書
- ③生活福祉資金（緊急小口資金）特例貸付借用書
- ④生活福祉資金に関する重要事項説明書（緊急小口資金特例資金用）

(2) 添付書類 ※お手数ですが添付書類はコピーをとってご提出ください。

項目	説明
①本人確認書類 ※住民票の住所と本人確認書類の住所が一致しているものをご用意ください	運転免許証、健康保険証、住民票、障害者手帳等のコピー。 ※運転免許証の住所変更等された場合は、裏面もコピーしてください。
②減収や失業等の状況が確認できる書類	給与明細や通帳等の減収の状況が確認できる書類が原則必要です。 ※確認書類の内容について、ご不明な点がありましたら当センターまでお問い合わせください。
③申込者本人名義の通帳等	振込口座の確認のため、口座名義人、口座番号のわかるページをコピーしてください。 ※ネット銀行は除きます。